

# パブリック・コメント手続きの実施結果

## 1 案件名（番号：12-05）

中野区区政情報の公開に関する条例の改正（案）に盛り込むべき主な項目と考え方

## 2 意見募集期間

平成24年9月6日（木曜日）から平成24年9月26日（水曜日）

## 3 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	0人
合計	1人

## 4 提出された意見の概要及び区の考え方

※項目ごとの合計意見数、個別項目の意見の件数は公表しない。

### 項目2 職員に対する指導や意識の啓発

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	所管により、開示される情報の範囲が違ふ場合が多々見られる。意識の差を無くすため、階層別研修や逐条解説書の各所管への常備、情報公開担当部署の積極的な関与等を求める。	情報公開の決定については、区政情報の公開に関する条例のほか、施行規則・要綱等の運用指針に沿って、ケースごとに判断し対応している。これまでも職員の認識不足による対応の違いを生じさせないよう、情報公開制度に関する研修や運用面における各所管への指導などを行ってきたが、条例に基づいた運用がより公正・適正に行われるよう、情報公開担当による日頃の指導等に一層努めていく。

### 項目4 非公開情報の限定列举

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「法人・団体に関する情報、個人が従事する事業に関する情報で、公開することにより、事業上明らかに不利益を与える」とあるが、「明	「事実上明らかに不利益を与える」と認めるものは、当該法人等の不利益に、具体的な法的保護性や不利益が現実生じる高い蓋然性が認められるものと

	<p>らか」だけでは、どのように明らかなのか不明となるため、「明らかかつ具体的に」とした方がよいのではないか。</p>	<p>いう趣旨であり、条例の施行規則・要綱等の運用指針の中で、そうした考え方を明確に示し、運用の統一を図っていく考えである。</p>
--	---	--

項目 5 非公開決定の理由の具体的記載

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>非公開決定の理由は「できる限り具体的に」に記載するとしているが、そういった曖昧な表現ではなく、所管によって極端な差がでないよう、細則での規定でも構わないが、例えば「非公開事由の種類と非公開部分の特定に関する記述」等、最低限の記載内容を明確にすべきと思う。</p>	<p>非公開決定の理由として記載する内容については、条例の施行規則・要綱等の運用指針の中で記載すべき内容を明らかにし、統一性を確保していきたい。</p>

項目 6 第三者保護の手続き

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>情報公開の請求情報に第三者情報が少しでも含まれていた場合に、実施機関は、この手続き規定を拡大解釈し、第三者に意見を求める機会が増えることが予想される。そうなると、迅速な情報公開決定ができない場合も考えられるので、「第三者の具体的な侵害が予想される場合」など、制限的な記述が必要ではないか。</p>	<p>第三者保護の手続きは、原則として非公開とする第三者情報を公益上の理由により公開決定しようとする場合に、当該第三者に具体的な不利益性について意見書提出の機会を与えるという制度である。第三者に、具体的な不利益性について自ら意見を述べる機会を与えることは、当該第三者の権利利益を適切に保護するため必要なものであり、実施機関が第三者の意見表明の機会を制限するような規定は盛り込むべきではないと考える。なお、第三者に意見書提出を求めた場合でも、公開の可否の決定は迅速に行っていく。</p>

5 提出された意見により修正した件数

0件